

引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

消費税引き上げ分に係る地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和6年度一般会計予算書における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりです。

（歳入）地方消費税交付金（社会保障財源分）見込額 83,285千円

（歳出）社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,575,532千円

（単位：千円）

事業名	経費	財 源 内 訳					
		特定財源			一般財源		
		国支出金	県支出金	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他	
社会福祉	老人福祉事業	56,092	0	1,242	13,025	5,250	36,575
	障害者福祉事業	502,657	219,702	119,656	31,681	16,440	115,178
	児童福祉事業	562,322	276,216	135,157	26,017	15,625	109,307
社会保険	介護保険事業	141,104	5,025	2,512	4,000	16,192	113,375
	国民健康保険事業	85,688	10,325	34,187		5,137	36,039
	後期高齢者医療事業	175,679		26,067		18,704	130,908
保健衛生	母子保健事業	9,554	3,407	80	80	748	5,239
	救急医療対策事業	1,402	0	0	0	174	1,228
	予防対策事業	30,419	0	82	0	3,756	26,581
	検診事業	10,615	83	468	0	1,259	8,805
合 計	1,575,532	514,758	319,451	74,803	83,285	583,235	

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、地方消費税交付金の令和6年度予算額198,000千円の内数です。

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

※経費は人件費や事務経費等を除いて計上しています。